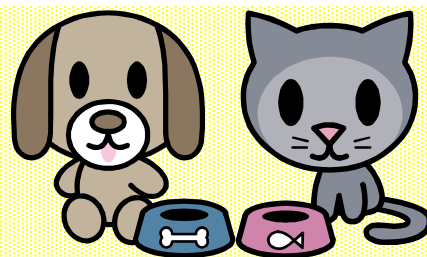


あなたの犬や猫は ご近所から 愛されていますか？



守谷市は人と動物にやさしいまちづくりを目指して、平成27年4月1日に

「守谷市動物の愛護及び管理に関する条例」を施行しました。

動物を飼う場合は、飼い主に対して、動物の命をあずかる責任と、社会に対する適正な飼養の責任の両方が求められます。

①動物の習性等を正しく理解して飼いましょう。

飼育場所を清潔に保ち、正しいしつけと健康管理をして、臭いや鳴き声等で近隣の方に迷惑をかけないようにしましょう。

②排泄は自宅で済ませましょう。

犬の散歩中、公園や道路などの公共の場所はもちろん、他人の土地や建物などを動物の汚物等で汚してはいけません。散歩前に自宅で排泄ができるようしつけを行いましょう。もし、散歩中に「ふん」をしたときは、必ず持ち帰り、「尿」をしたときには水で流すなど、適切な方法で処分・対応し、周辺環境の美化に努めましょう。猫は、自宅に専用のトイレを用意し、決まった場所で排泄させましょう。

③迷子にならないようにしましょう。

飼っている犬や猫には首輪・名札を着けましょう。犬は鑑札を着けることが法律で義務付けられています。マイクロチップを装着していれば、首輪が抜けてしまっても、飼い主がわかりますので、装着をご検討ください。

④犬や猫の避妊・去勢手術、犬の狂犬病予防注射を受けましょう。

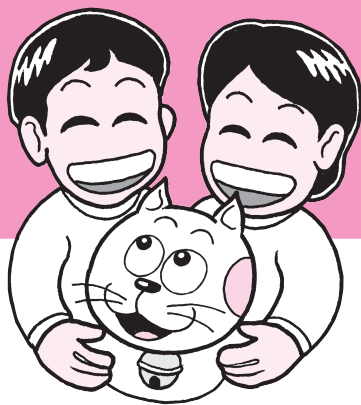
飼い主は、生まれてくる子犬や子猫の将来に責任を持たなければなりません。無計画な繁殖をして不幸せな命をつくらないためにも、『生まれない手術』、『生まさない手術』を受けましょう。また、飼い犬には狂犬病予防注射の接種を行い、狂犬病予防に取り組みましょう。

⑤猫は室内で飼いましょう。

近隣住民の敷地内等で猫が「ふん尿をする」・「車で爪とぎをする」・「花壇を荒らす」などの理由により、近隣の方が迷惑し、苦情が多く寄せられています。また、家の外では感染症や交通事故など多くの危険にさらされますので、室内で飼いましょう。

飼い主のモラルが問われています。

周囲の方に迷惑をかけることなく、楽しく快適にペットと暮らしましょう。

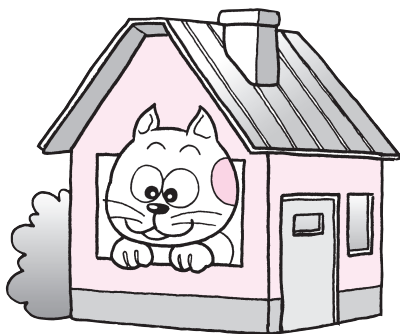


あなたの飼い猫が ご近所から好かれるために



飼い猫が近所の悪者にならないように
飼い主のきちんとした管理が必要です。

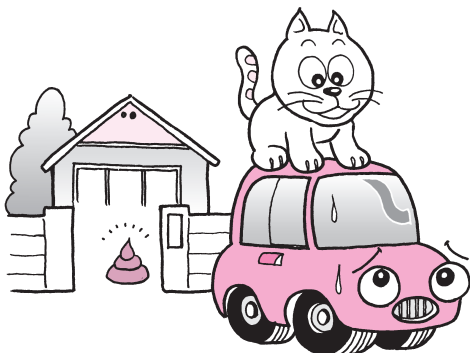
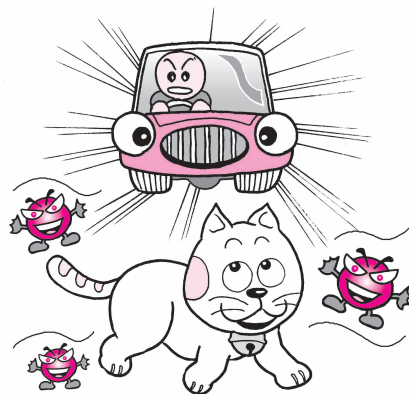
① 猫は**室内**で飼いましょう！



② 飼い猫には**首輪・名札**^{な ふだ}を
つけましょう！



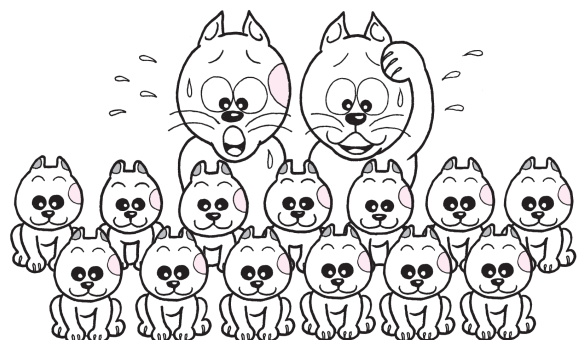
屋外は、**病気の感染**や**交通事故**
などの危険がいっぱい！



よその家の庭でトイレをしたり、
お花畑を荒らしたり、車の上に乗
ってキズをつけたり…ご近所の迷
惑にもなりかねません！



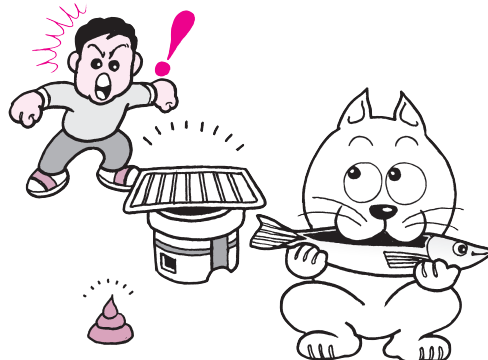
不幸な猫を増やさないために、
飼い猫の**不妊・去勢手術**^{ふ にん きょ せい}をす
ませましょう。



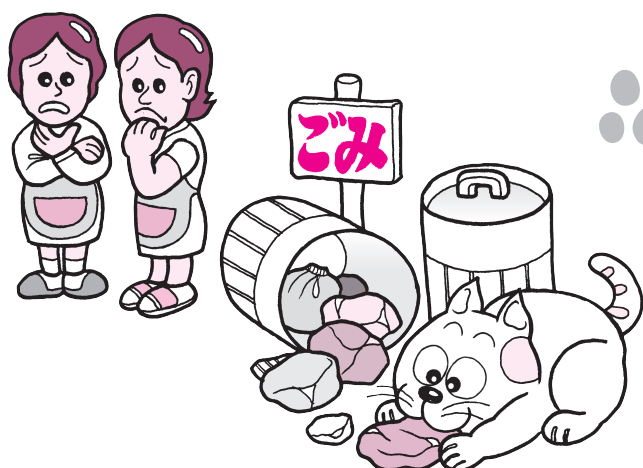


のら猫にエサを与えている方へ

近年、のら猫の^{ふん によ}糞尿被害や^{いた す}悪戯などによる苦情が多数寄せられています。

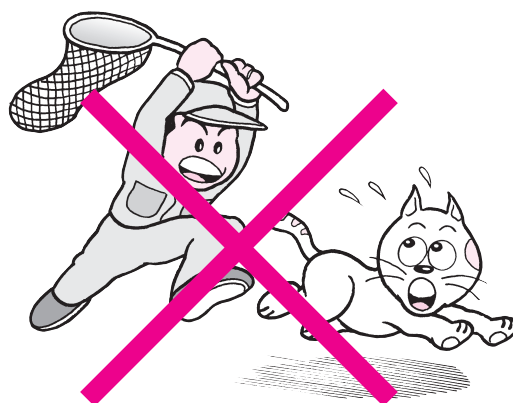


エサを与えるだけで、その後の管理をしない**無責任な行為**は、結果的にのら猫の数をどんどん増やすことになり、ご近所迷惑だけでなく、**交通事故**や**病気**、^{ぎゃくたい}**虐待**などで死亡する**不幸な猫を増やしてしまう**ことにもなります。



ごみ収集場所などにのら猫が集まらないように**生活環境の整備**も必要です。

動物指導センターでは、のら猫の^{ほ かく く じょ}**捕獲や駆除**は、行っておりません。



のら猫が庭に寄り付かないようにするには、ホームセンターなどで手に入るのら猫避けグッズの他に、**忌避剤**や**木酢液**、**コーヒー豆のかす**、**タマネギの薄切り**、**赤トウガラシ**を^{きざ}**刻んだもの**などを庭にまくと効果があります。

●詳しくは

茨城県動物指導センター (TEL0296-72-1200)までご相談下さい。